

特定資産管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条

この規程は、公益社団法人天童青年会議所（以下、本会議所という。）定款に基づき、本会議所の特定資産の取得、維持、運用、並びに処分についての必要な事項を規定する。

第2章 種類・管理

(種類)

第2条

本規程に定める特定資産に、以下の2種類をおく。

- (1) 大山賞特定資産
- (2) 事業特定資産

(構成)

第3条

特定資産は、次にあげる財産をもって構成する。

- (1) 定款第10条第1項及び会費及び入会金規程第2条が定める入会金
 - (2) 本会の一般会計の収支決算の余剰金が生じたとき、総会の決議により目的を定めて特定資産として積立金に繰り入れられた資産
2. 会費及び入会金規程第5条第2項に基づき、大山賞特定資産と事業特定資産にそれぞれ入会金を5千円ずつ繰り入れるものとする。

(管理責任者)

第4条

特定資産の管理責任者は理事長とする。

(管理方式)

第5条

特定資産のうち、現金は日本郵政公社または確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、もしくは国公債等確実な有価証券に換えて保有するものとする。

(運用)

第6条

特定資産の運用については、前条の管理方式より逸脱しない範囲において、総会の決議を得なければならない。

(保有限度)

第7条

特定資産の保有限度額は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第16条の規定の通りとする。

(大山賞特定資産の目的)

第8条

大山賞特定資産は、以下の目的のために運用する。

- (1) 本会議所の将棋による事業及び記念事業などに資する目的
- (2) その他、本会議所の発展に資する目的

(事業特定資産の目的)

第9条

事業特定資産は、以下の目的のために運用する。

- (1) 本会議所の記念事業・大規模な大会などに活用する目的
- (2) その他、本会議所の発展に資する目的

第3章 取り崩し

(特定資産の処分及び取り崩し)

第10条

特定資産は、第8条、第9条の目的のために取り崩すことができるが、その際、特定資産管理委員会を設け、資産運用についての諮問機関とする。

(特定資産管理委員会)

第11条

特定資産管理委員会は、正会員の資格を有する理事長経験者、直前理事長、理事長、副理事長及び専務理事をもって構成する。

2. 特定資産管理委員会は、理事長が委員長となり、必要と認めたときに招集し、委員資格者の過半数の出席をもって成立し、決議は出席委員の過半数をもって決する。可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(取り崩しの決議)

第12条

取り崩しは、特定資産管理委員会の同意を経て、理事会で決議した後、総会の決議を得なければならない。

(基本財産等の運用益の用途)

第13条

特定資産の運用益は、事業費、管理費等に充当する。

規程の改廃

(本規程の改廃)

第14条

本規程の改廃は総会の決議による。

附則

この規程は、平成23年7月2日より施行する。

